

提出書類作成要領

1 提出書類

(1) 競争入札参加申込に関する提出書類

競争入札参加申込時に提出する提出書類は下表のとおりとする。書類を提出する際は、競争入札参加申込に関する提出書類下記様式 I-1-1～様式 I-1-3 に所定の表紙（様式 I-1-0）をつけ 1 分冊とし提出すること。

様式番号	書類	提出 部数	書式 サイ ズ	ファイル 形式	枚数
競争入札参加申込に関する提出書類					
様式 I-1-0	競争入札参加申込に関する必要書類（表紙）	正本 1 部	A 4	MS-Word	1 枚
様式 I-1-1	競争入札参加申込書		A 4	MS-Word	1 枚
様式 I-1-2	グループ構成員一覧表		A 4	MS-Word	1 枚
様式 I-1-3	委任状（代表者）		A 4	MS-Word	1 枚

(2) 入札辞退時に関する提出書類

競争入札参加申込時に書類を提出した入札参加者で、入札を辞退する場合は、入札辞退時に関する提出書類下記様式 I-2-1 を提出すること。

様式番号	書類	提出 部数	書式 サイ ズ	ファイル 形式	枚数
入札辞退時に関する提出書類					
様式 I-2-1	辞退届	1 部	A 4	MS-Word	1 枚

(3) 入札、技術資料評価及び競争参加資格審査に関する提出書類

ア 提出書類

提出する提出書類は（ア）～（イ）のとおりとする。

（ア） 入札に関する提出書類

入札に関する提出書類を提出する際は、入札書、入札金額内訳書については下記「2・(2)・入札に関する提出書類」に定めるところにより提出すること。

大分県県立学校施設照明改修事業(大分県府地区 1 期)
入札説明書【別添資料 4】

様式 番号	書類	提出 部数	書式 サイ ズ	ファイル 形式	枚数
入札に関する提出書類					
様式Ⅱ-1-1	委任状（代理人）	1 部	A 4	MS-Word	1 枚
様式Ⅱ-1-2	入札書	1 部	A 4	MS-Word	1 枚
様式Ⅱ-1-3	入札金額内訳書	1 部	A 4	MS-Excel	適宜

(イ) 技術資料評価、競争参加資格審査に関する提出書類

技術資料評価、競争参加資格審査に関する提出書類を提出する際は、様式Ⅱ-2-0～様式Ⅱ-2-6 を 1 分冊とし、下記「2・(3)・技術資料評価、競争参加資格審査に関する提出書類」に定めるところにより提出すること。

様式 番号	書類	提出 部数	書式 サイ ズ	ファイル 形式	枚数
技術資料評価、競争参加資格審査に関する提出書類					
様式Ⅱ-2-0	競争参加資格証明資料及び技術資料の提出 について	正本 1 部	A 4	MS-Excel	1 枚
様式Ⅱ-2-1	【設計】企業の技術力 設計業務を行う企業に対する競争参加資格 及び評価等		A 4	MS-Excel	1 枚
様式Ⅱ-2-2	【設計】企業の技術力 設計業務を行う配置予定技術者に対する競 争参加資格及び評価等		A 4	MS-Excel	1 枚
様式Ⅱ-2-3	【施工】企業の技術力 施工業務を行う企業に対する競争参加資格 及び評価等		A 4	MS-Excel	適宜
様式Ⅱ-2-4	【施工】企業の技術力 施工業務を行う配置予定技術者に対する競 争参加資格及び評価等		A 4	MS-Excel	適宜
様式Ⅱ-2-5	地域・社会貢献度		A 4	MS-Excel	1 枚
様式Ⅱ-2-6	自己採点表		A 4	MS-Excel	1 枚

2 作成要領

(1) 一般的事項

入札時の提出書類は、下記の規定に従い記載すること。

(2) 入札に関する提出書類

ア 入札書（様式Ⅱ-1-2）、入札金額内訳書（様式Ⅱ-1-3）の各 1 部を封筒に入れ密封し、提出する。なお、入札価格は、消費税及び地方消費税を含めない金額とする。評価値の最も高い者が複数あったときは、くじにより落札者を決定するため、入札書（様式Ⅱ-1-2）のくじ番号の欄には任意 3 桁の数字を記載すること。また、受付番号欄には、競争入札参加申込時に本県より送付された受付番号を記載すること。

イ 入札金額内訳書の作成にあたっては、次の点に留意してください。

(ア) 入札金額内訳書の記載内容について

- a 「入札説明書添付資料 2 見積参考資料」に記載された費目、工種、施工名称、数量及び単位並びに各項目に対応する入札額の根拠とした単価及び金額とする。
- b 「入札説明書添付資料 2 見積参考資料」のうち、種目別内訳書及び科目別内訳書に記載された各項目及び各項目に対応する入札額の根拠とした金額とする。
- c 入札公告の際に入札金額内訳書の様式を発注者が提供した場合は、原則としてその様式を使用するものとする。なお、上記 a 及び b に掲げる記載内容を満たしていれば、任意の様式でも差し支えない。
- d 内訳書にある、うち書きの「材料費」、「労務費」、「法定福利費の事業主負担額（法定福利費という。）」、「建退共制度の掛金」及び「安全衛生経費」の金額の記載については任意とする

(イ) 審査方法について

審査は、開札後、落札候補者が提出した内訳書により行う。

(ウ) 無効入札として取扱う基準について

落札候補者の入札金額内訳書が次の各号に該当する場合は、大分県契約事務規則（昭和 39 年 3 月 31 日大分県規則第 22 号）第 27 条第 10 号に該当するものとして、当該落札候補者の入札を無効として取扱うものとする。

- a 入札書に記載された入札金額と入札金額内訳書の工事価格（計）欄に記載された金額が一致しない場合。

- b 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の各費目の合計欄に記載された金額の合計（以下「金額A」という。）と入札金額内訳書の工事価格（計）欄に記載された金額（以下「金額B」という。）が一致しない場合。ただし、スクラップ費等の売却費がある場合、金額Aからスクラップ費等の売却費を控除した額と金額Bが一致すれば無効としない。
- c 値引き、減額等の項目が計上されている場合（スクラップ費等の売却費などマイナス計上すべきものを除く。）
- d 工事工種体系における工種・種別（各階層区分のうちレベル3相当）以上の項目の記載が、一式で全て脱落している場合
- e 種目別内訳書又は科目別内訳書のいずれかの項目の記載が脱落している場合。
- f その他重大な不備がある場合

(3) 技術資料評価、競争参加資格審査に関する提出書類

競争参加資格を有することを証明するため及び技術評価点算出のため、公告及び「入札説明書別添資料 6 評価基準」を参照し、「別表 1 技術資料評価、競争参加資格審査に関する提出書類及び作成にかかる留意事項」を遵守のうえ技術資料等を作成すること。